

室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマーク取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別紙の「室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマークデザインガイド」に定める「室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(ロゴマークの使用基準)

第3条 ロゴマークについては、次にかかげる基準を満たす場合に原則自由に、誰でも使用することができる。

- 一 室生赤目青山国定公園協会の規約に規定する目的に沿ったものであること。
- 二 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
- 三 法令や公序良俗に反しないこと。
- 四 「室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマークデザインガイド」を遵守すること。

(ロゴマークの使用料)

第4条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(ロゴマークの使用手続き)

第5条 ロゴマークを使用するときは事前に、室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマーク使用届(別紙様式)を室生赤目青山国定公園協会に提出しなければならない。ただし、次に該当する場合はその提出を省略することができる。

- 一 室生赤目青山国定公園協会およびその関係機関が第3条に基づき使用するとき。
- 二 室生赤目青山国定公園内の所有者または管理者が使用するとき。
- 三 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- 四 その他、室生赤目青山国定公園協会が室生赤目青山国定公園協会

の目的に寄与すると認めるとき。

(不当表示の回避)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、第3条に基づき、利用者等に不快感や誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

(使用者の責務)

第7条 ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合は一切の責任はロゴマークの使用者が負うものとし、ロゴマークの使用者は誠意を持って必要な処置を講じなければならない。

(使用の中止等)

第8条 室生赤目青山国定公園協会はロゴマークの使用に関し、次に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、または中止させることができる。

- 一 特定の個人または団体・企業の売名に利用とする場合。
- 二 不当な利益を得るために利用とする場合。
- 三 室生赤目青山国定公園協会の品位を傷つけ、またはロゴマークを制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合。
- 四 室生赤目青山国定公園協会が行う事業、または室生赤目青山国定公園協会が支援等を行う事業を推進するうえで支障が生ずるおそれがある場合。
- 五 定められた使用方法によって使用していないと認められる場合。

(ロゴマークの使用状況等の調査)

第9条 室生赤目青山国定公園協会はロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマークの使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(ロゴマークの権利)

第10条 ロゴマークの著作権等に関する一切の権利は室生赤目青山国定公園協会に帰属する。

(ロゴマークの管理)

第11条 ロゴマークの管理は室生赤目青山国定公園協会において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマーク使用届

室生赤目青山国定公園協会会長殿

室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマーク取扱い規程第5条
にもとづき、使用について届出します。

届出日	年 月 日
団体名	
代表者名	印
住 所	〒
電話番号 F A X 番号 email	
担当者名	
使用目的	
使用期間	(期間が決まってるときのみ記入)
備 考	

(ロゴマークの使用に関する資料があれば添付してください)

(別紙)

室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマークデザインガイド



室生赤目青山国定公園指定50周年記念ロゴマーク

(注意)

1. ロゴマークは上記のものとする。
2. ロゴマークを使用の際は、ファイルをダウンロードして使用すること。
3. ロゴマークはカラーもしくは白黒で使用するものとする。白黒の場合、以下の形にて使用すること。



4. 拡大または縮小して使用する場合は、縦横の比率を変えないこと。